解散公告（第二回）

当法人は、愛知県教育委員会の許可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

名古屋市中村区名駅四丁目九番八号

財団法人豊田通商国際育英会

代表清算人　清水　順三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月八日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

三重県四日市市西村町三八〇番地三

清算法人西村土地改良区

代表清算人　柴田　清尚

解散公告（第二回）

当法人は、定款第二十八条第一項及び第二項の規定により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

鳥取県西伯郡伯耆町大原一〇〇六番地三

財団法人伯耆町スポーツ振興事業団

清算人　大前　直

解散公告（第三回）

当法人は、臨時社員総会の決議により、平成二十二年二月十九日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二〇番八号

医療法人社団慶友会

清算人　柳田　桂子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年五月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

奈良県吉野郡下市町大字平原九一番地の三

平原生産森林組合

代表清算人　北谷　壽朗

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の定時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二日

福岡県大川市大字向島一八四〇番地二

特定非営利活動法人ひまわり会

清算人　野田　道佰

第二十三期決算公告

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　単位・円

流動資産	三六六、三三二、六五九
固定資産	一、八一九、六九五
合計	三六八、一五二、三五四

負債及び純資産の部

流動負債	八九、七四七、一三三
固定負債	一、二二五、〇〇〇
株主資本	二七七、一八〇、二二一
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	二六七、一八〇、二二一
利益準備金	二、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二六四、六八〇、二二一
（うち当期純利益）	（六四、六三七、八八四）
合計	三六八、一五二、三五四

平成二十二年三月十二日

名古屋市昭和区福江三丁目七番八〇号

株式会社名古屋グリーン倶楽部

代表取締役社長　姫野　紘太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市十三深津二〇二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　哲弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町七三番地二

相続財産管理人　西巻　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡大和町吉岡字下町五六番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字志田町七一番地　被相続人　亡　赤間すじい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

仙台市青葉区大町一―二―一六大町佐藤屋ビル五階髙田・奥山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙田　英典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋田尻沢西町四七一番地、最後の住所秋田県秋田市御所野新町二丁目二三番二〇号　被相続人　亡　佐々木通美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

秋田県秋田市川尻総社町七番三〇号

相続財産管理人　武田　龍生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市西名柄一五二八番地、最後の住所川崎市多摩区三田五丁目九〇八三番地　グループホームバナナ園生田ヒルズ内

被相続人　亡　山口みち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　橋本　訓幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市赤松町北畑二六番地、最後の住所愛知県安城市明治本町六番三号

被相続人　亡　石川　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二日

愛知県岡崎市明大寺町道城ヶ入三二―一岡崎法曹ビル

相続財産管理人　弁護士　中村　圭佑

第26期決算公告

平成22年4月2日

埼玉県東松山市柏崎58番地

株式会社カントウ

代表取締役　田中　豊

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	230
	固定資産	29
	合計	259
負債及び純資産の部	流動負債	27
	株主資本	232
	資本金	10
	利益剰余金	222
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	220
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	259